



きたほうりつ

2013年
第32号
新春

発行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル 電話03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183
<http://kitahou.bengo-shi.com/>

弁護士 鳥生 忠佑 弁護士 坂田 洋介 弁護士 金井 知明 弁護士 長谷川 弥生 事務局一同



沖縄・うるま市
アグナ
安慶名闘牛場
写真家飯田照明氏撮影

あけましておめでとうございます

昨年衆院解散時の政党の離合集散を見ていると、これが日本の政党の姿かと、改めて驚きました。

それは、政党が国民に支持を求めるのなら、綱領や政策のうえで後と先が不一致のままであってはならず、また代表者間でも「維新」をとなえる者が「日本は核武装が必要だ」とか、隣国の中国を「シナ」と呼び捨てにする超保守の者と代表と代行を分け合ったからでした。

これと同じく、いくつもの政党の中にも、今日国民が最も重要と考える増税の凍結をはじめ、憲法、原発、TPP、オスプレイなどの諸問題で、党としての基本政策が存在するか、隠していて不明となっているものもあります。これでは、国民に何を信任してもらったのでしょうか。

これらの党の連立で、今後、日本国憲法が第4回目の危機を迎えるかもしれません。このため、今年のニュースは、国民がこれまで3度の危機を如何にして乗り越えてきたのかを特集しました。それは、これまで以上に、改憲反対の強い国民の意思の再結集と運動の連帯が必要なことを示していると考えます（闘牛の写真のように）。

皆さんのさらなるご多幸とご健勝を祈ります。

2013年 元旦

東京北法律事務所 一同

御案内

業務時間 9:30~6:00
(土・日・祝日は休み)

トピックス

憲法特集

- 今度で4度目の改憲の危機を許すな！ 2
- 戦後3度防いだ国民の「憲法を守ろう」の意見と連帯の運動—
- 2012 北法律九条の会 活動日記 5
- 首都圏に最も近い東海第二原発を廃炉にしよう!! 6

改憲の危機を許すな！

「を守ろう」の意見と連帯の運動

一 日本国憲法の真髄と「希望の星」と言われている国際的評価

(1) はじめに

今回の北法律ニュースは、三度改憲を乗り越えてきた日本国憲法史を特集したものです。

憲法は、普段は水や空気と同じく気になけなくても生活できる存在ですが、それは、政治も経済も、おのずと憲法が命ずる範囲で行うことが約束されているからです。しかし、一旦それが改変されれば、政治も経済も、社会もが大きく変化し、私たちの命も、健康も、日常生活も激変しない保証はありません。

それだけに、一度すぐれた憲法を持った国民は、それは大切に守り続け、憲法に書かれた政治と経済、社会を実現させ、今後も発展させていくことが何よりも大切です。

私たちの日本国憲法は、成立以来これまで三度「改正」の大きな危機にみまわれ、それをその都度国民の大きな改憲反対の主張と連帯した運動によって乗り越えてきました。それが今回なければ、総選挙後、四度目の危機を迎えていくかもしれない事態を乗り越えられるのか、危惧があります。その意味で、憲法改悪反

対の国民の大きな

主張と運動の力を生み出すために、

日本国憲法のすぐれた内容をもう一度確認することが望まれていると考えます。それが、

今回特集の趣旨です。

(2) 日本は、戦前、旧憲法のもとで、国

世界に向かって誓いました。

そして、憲法前文において、すべての

憲法はさらに乗り越え、これからが輝くとき

の権力を天皇に二元化させてきたことから、天皇を利用した軍部の独走を許し、

またこれに追隨した一部国民の戦争謳歌で、国内外で二千万人以上の多大な人命を奪い、他国を侵略して大きな被害を与えました。戦後、このことを深く反省し、

二度とこのような戦禍をもたらしたくないよう、新たに日本国憲法を制定し、その九条で「軍隊を持たず」、またその

うえで「一切の戦争を放棄する」ことを

社国家」を今後めざすとして、今日に至っています。

(3) この日本国憲法については、世界各地、とくにアフリカなどの国々からも日本の九条の会が開催する世界大会に代表を送り、「自分達が政権を樹立したら、あるいは「憲法を改正する機会があったら」、日本の憲法のようなすぐれた憲法を持ちたいなどと賞賛の声が寄せられています。今日、それらの声はさら

られています。今日、それらの声はさら

日本の誇り、世界の宝 輝け！ 憲法9条

日本国憲法 第9条
日本国は、正義と平和を基調とする国際紛争を解決に専ら、国際的協調による平和的手段による紛争を旨とし、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



北九条の会
毎週金・日曜
北九条の会 事務局 東京都中央区新富1-18-1 TEL:03-571-2105 FAX:03-571-2183

**憲法
特集**

今度で4度目の

戦後3度防いだ国民の「憲法」

に広がっています。

しかも、この日本国憲法は、敗戦直後に、日本は新たな憲法制定が必要となること、それに先駆けて原案を作成することが大切であると考えた日本の憲法学者と文化人ら七名が立ち上がり、集中した討議の中から新憲法原案を作成し、これをいち早く米軍総司令部に提出して、そ

れが採用されたものです。

その討議の過程では、アメリカの独立宣言、フランスの人権宣言、そしてドイツのワイマール憲法など、世界史上最重要な条項を取り入れ、原案の基礎としたものでした(この経過については映画「日本の青空」で紹介されています)。

総司令部は、その後提出された政

府原案と比較しても、七人の文化人の案の方がはるかに優れていたため、七人の文化人の案を原案とすることにしたのでした。

(4) このように、日本国憲法は、日本人自身がすぐれた原案を作成したこともあって、いっそう国際的にも評価が高いのです。

二 司法を利用した日米安保条約による憲法の度重なる浸食

日本は、被占領下で米ソの冷戦と朝鮮戦争が始まったので、日本政府はサンフランシスコ平和条約と同時に、米国との間で安全保障条約を結ぶことを急がせられました。このため日本は、一部の国から独立を認められたとはいえず、安保条約によって、それまでの米国の占領体制と基地を全土にわたって事実上承継し、沖縄は返還すら行わず、占領のまま米軍が使用することとされました。

その後、米国の要求で自衛隊が創設され、また軍事的必要から、今日沖縄に米軍基地の七〇%以上を集中させ、また日本全土を米軍の要求でいつでもどこでも使うことができる体制をつくりあげてきたのです。

最上位の法律であり、その下に位置する条約が憲法を侵害することは許されません。侵害する条約はどの国でも憲法違反とされ、無効として法律上の効力を失うのは当然です。

しかし、日本では、憲法判断を行う権限があるのは司法、とくに最上位の最高裁判所であるため、これまで何回

三 憲法の明文「改正」と解釈改憲の動き

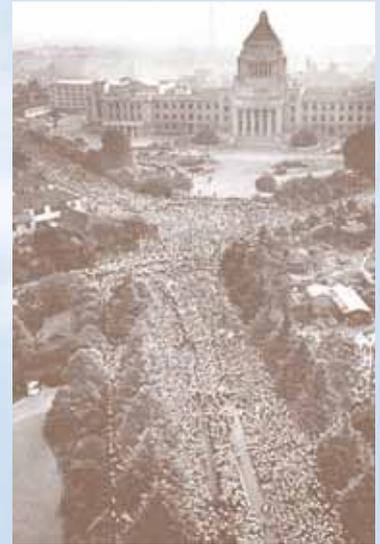
このような法理に反する司法の判断はいつまで保つことができるのか心配だとする保守派は、憲法の条文自体を変えようと、一九五五年自由党と民主党を合併させた保守合同を行い、以後憲法「改正」を党の目標と定める自由民主党が衆参両院の国会において多数

を占め、日本の政治をほぼ独占してきました。これが、**第一の憲法「改正」の危機**でした。これに対しては、国民の中に憲法「改正」に反対する様々な各界の団体が組織され、反対の行動が大きく起こり、この結果、自民党は直ちに改正の行動に出ることはできません。

か下級審の裁判官が安保条約違憲の判決を行っても、最高裁判事選任の権限が政府にあるため、その都度最高裁によって「死活的利益」として、破棄され、国民の求める当然の法理さえ通らない事態が続いてきました。

んでした。

しかし、これに次いで、自民党は一九六〇年の日米安保条約改定期に、今後の憲法「改正」を先取りして大幅に日本国憲法を浸食する**新安保条約**を国会で強行可決しました。これに対する国民の連日にわたる国会



国会を取り囲んだデモ隊(1960年6月18日) ウィキペディアより

前及び全国各地での「安保反対」「憲法を守れ」の大きな主張と国民運動で国会の同意が得られず、国会は立往生し、遂には衆議院の議決がないまま、自然承認の形でようやく成立したのと、その責任をとって岸内閣が総辞職しました。これが**憲法の第二の危機**でした。しかし、これで、政府と米国は、日本人が現憲法に大きな支持を寄せていることを改めて知り、以後は憲法「改正」と日米安保条約を明文上改定することは事実上禁句として、改憲の動きを止めてきたのです。

その代わりに、これ以後米国は、同意

四 九条の会結成と改憲阻止の大きな役割

憲法「改正」問題が三度危機を迎えたのは、小泉首相の跡を継いだ、自民党内の最保守派の安倍氏が首相になったからでした。

かつて首相となった安倍氏は、就任後、政治を憲法「改正」に集中させ、

を得やすい日本政府を相手に、安保条約にもとづく」と称して、両政府の合意で、日本政府のこれまでの憲法解釈を変えさせることで、自民党は「ガイドライン」や自衛隊を海外に派兵する「特別措置法」を成立させて、自衛隊の活動をイラク・アフガニスタンにまで関与させ、自衛隊の活動を海外に広げることを行っています。それが以後重要な、今日、憲法「改正」とならんで、別の大きな問題となっている憲法を實質的に改正するに等しい政府の「解釈改憲」の動きです。

憲法改正国民投票法案の国会成立を強

行し、そのあと憲法「改正」のスケジュールまで公表して、一年以内に「改正」を実現することを公然と宣言しました。これが**第三の憲法「改正」**の大きな危機でした。

しかし、これに対して選挙による国民の大きな批判と、強行した国民投票法の大きな欠陥（一八歳投票権付与に長年月を要することと、公務員の投票権をすべて剥奪するなど多くの点で、改憲スケジュールが破綻し、遂に国民に理由を示さないまま、首相の地位を投げ出したことはご承知のとおりです。

しかし今日、この安倍氏が再び登場したことは、今後の憲法「改正」問題に関し、十分注意を払うべきものと考えます。今後、それが**第四の憲法「改正」**の危機を迎えないよう、憲法「改正」を許さない国民の大きな声と連帯運動のさらなる結集と強化が何よりも大切となっています。



北法律九条の会より

組んだもので、設立後七年半にして、準備段階までに実施した企画を数えると、今日までに四六回の企画を実施し、毎回近県・遠方からの参加者もあり、多岐にわたる参加者の方々から、毎回の企画に感謝の言葉をいただいています（参加は無

料です。北法律九条の会に加入ご希望の方は、電話番号〇三―三九〇七―二一〇五までお申出下さい。今後順次企画をお知らせします。

北区全体の九条の会では、北区内に、地域別及び事業所別九条の会、さらに全国の議会で初めての**北区議会・憲法九条を守る会**の合計で二〇ヶ所設立されており、趣旨に賛同されている組織もおよそ二〇団体を数えています。

安倍氏の再登場で、私たち二つの九条の会も、今後いっそう心してこれを乗り越える活動を強める必要があると考えています。

私たち「東京北法律九条の会」は、この文化人九人の方々の呼びかけに添えて、二〇〇五年一月に結成し、次いで**東京北区全体の北九条の会**も二〇〇五年五月に誕生しました。

とくに、法律事務所に設立した北法律九条の会は、全国でもめずらしく、弁護士が幅広い依頼者及び市民と手を

乗り越える活動を強める必要があると考えています。

憲法特集

最近の尖閣・竹島問題とこれを煽るテレビなどのマスコミの動きで、「自衛隊を出せ」などの声が国民の中に生じていますが、中国も韓国も、この小さな島の領有権問題で、戦争を起こそうとしているわけではありません。日本は、それぞれの歴史的帰属の理由と実効支配の歴史を示して、相手方の理解を得る積極的外交の努力で、問題を解決していくべきであると考えます。

また、昨年の自民党総裁選挙では、五人の候補者すべてが集団的自衛権行使の強化と日米同盟の強化に賛成であるとする状況にあり、自民党全体が一層右傾化したことを示しています。そのうえ、自民党は新たに憲法「改正」草案を発表して自衛隊を「自衛軍」（最近では「国防軍」とも言っている）に昇格させることと、日本が「自衛権」を持つていることの確認をわざわざ憲法上明記し、憲法上も自衛隊と米軍の集団的軍事行動が広く許される体制を確立したいとしていることは、現憲法の根幹を否定するものです。また、原発に関する「今後三年以内に方針を決めるのを期する」とするだけで、原発はそのまま維持し、再稼働させていく方針と考えられます。

五 右傾化のなかで、四度改憲の危機を乗り越えよう

他方、維新の会がもつ問題の基本は、その八策にあるように、行き詰まった政治の問題を憲法が定めている国の統治機構と行政機構に責任があるとして、それを憲法「改正」に求めるのではなく、憲法「改正」手続を求めずしてこれらを「ぶっこわす」ことが必要であるとし、その最重要なものとして参議院の廃止、首相の公選など、憲法

を「改正」しないとできないことを直ちにできるかの如く挙げているところにあります。

しかも維新の会が太陽と合体を合意し、党代表に石原慎太郎氏を定めたことは、今日でも隣国中国を「シナ」と呼び、「日本は核武装すべきだ」、「原爆材料のプルトニウム確保のために、原発は保持していくべきだ」などと主張する同氏が超保守の人物であることを承知のうえでこの合体であるだけに、維新の会の政治の基本が超保守（独裁制のもの）であり、合併が「野合」であ

ることを示しています。これによって、「原発問題」すら三年後までに決めるとしているのはいっそう問題です。

私たちはこの事態に、「決められない」政治を打破するなどの、勇ましいだけの言動に目を奪われてはならないと考えます。むしろ、市民に広く、この状態を知ってもらい、すぐれた憲法を「守り」、さらに憲法を「生かし」、これによってさらに憲法が「輝く」ものになるよう、**四度努力していこうではありませんか。**

2012年

北法律九条の会 活動日誌

東京北法律事務所九条の会

- 1 2012年2月10日 新春セミナーと懇親会**

講演: 「大震災・原発事故後の日本の行方と憲法の役割」

講師: 渡辺 治さん (一橋大学名誉教)
- 2 2012年5月22日 (第39回企画)**

講演: 「TPPの本質と今後の動向」

講師: 小倉正行さん (TPP問題研究者)
- 3 2012年7月27日 (第40回企画)**

講演: 「東電に責任を誠実にとらせるには、今何をすべきか」

講師: 弁護士 鳥生忠佑さん

映画上映: 「チェルノブイリ・ハート」
- 4 2012年10月19日 (第41回企画)**

講演: 「原発ゼロの社会をめざす、太陽光発電の賢い選び方、設置の仕方」

講師: 都筑 建さん

(NPO 法人太陽光発電所ネットワーク)事務局長)
- 5 「原発再稼働反対・音楽と講演の夕べ」**

主催・北九条の会 2012年11月30日

講演: 「はだしのゲン」を語り続けて

講師: 講談師 神田香織さん

演奏: アンサンブル古都

(ピアノ・ヴァイオリン・ヴィオラ・フルート)

あいさつ: 「改憲情勢にふれて」

弁護士 鳥生忠佑さん



圏に最も近い 海第二原発を廃炉にしよう!!

一 はじめに

多くの国民は、福島第一原発事故のもたらす恐ろしい被害を目の当たりにし、今全ての原発の廃炉（原発ゼロ）を願っています。

しかし、その実現は容易ではありません。まだまだ多くの国民が立ち上がる必要があります。

そこで、多くの国民の「原発ゼロ」の確信の根本にある福島第一原発事故の被害の実相を改めてお伝えします。

そのうえで、首都圏に最も近い原発である「東海第二原発」独自の危険性をお伝えします。

二 福島第一原発事故の被害の実相

まず、外部被曝の外に、「内部被曝」を正確に理解する必要があります。

内部被曝は、その線量を正確に測ることは難しく、また線量の値では内部被曝の影響は語れません。内部被曝には独自の危険性があるのです。

その危険性の第一は、飲食や呼吸により体内に取り込まれた放射性物質は、特定の組織に濃縮し、集中的に被曝させることです。そして、一度体内に取り込まれた放射性物質は容易にはなくならず、体内で継続的に被曝させます。

第二の危険性は、アルファ線やベータ線による被曝です。これらの放射線は、高エネルギーですが、空気中ではほとんど飛ばないため外部被曝では気にする必

要がありません。しかし、体内組織に沈着すると、その直近の組織に集中的にエネルギーを与え、染色体を著しく傷害するのです。

この内部被曝には特効薬のような対策はありません。取り込まれる放射性物質を少なくするために、除染をすすめ、食品含有の放射性物質の基準値や検査方法を厳しくすることや、継続的な健康診断等を行う必要があります。そして、これらの実施は、福島第一原発事故をもたらした国に責任があります。

もっとも、除染については、①残土処理、②除染の効果的・効率的な方法、③放射性物質を人工的に消滅させる方法などの問題が残されており、国には適切な研究者や予算をあてて、より一層研究をすすめる義務があります。

他方、福島第一原発事故もたらした被害は放射能による健康被害だけにとどまりません。

たとえば、いつ終わるかも分からない避難生活に伴うストレスなどにより様々な健康被害が実際に発生しています。死亡者も出ています。

しかも、原発事故により、多くの住民が避難を余儀なくされ、「ふるさと」を奪われ続けているのです。

住民は、市町村や集落といったコミュニティのもと、人と人との社会的つながりの中で生きています。特に原発が立地する地域は農村や漁村も多く、また昔からの集落としてそのつながりは強い。住

民にとって「ふるさと」であり、人としての根本です。

原発は一度事故を起こすと、この「ふるさと」を奪います。家族、親戚、近隣や知人との交友、家や農地などの財産、仕事や学業などの全てを奪います。

このような「ふるさと」を奪われ続けている福島避難者は二六万人もいます。

三 原発事故が子どもにも与える 深刻な影響

子どもは放射線に対する感受性が高く、その影響を強く受けます。そのため、今後数年、数十年単位で様々な病気にかかるかもしれません。

また、現在も放射線量が高いものの避難をせず生活している子どもがいます。一〇歳前後の子どもが「放射能を気にしないで外で遊べるのはいつですか」「僕は大きくなったらがんになりますか」「私は結婚して、子ども産むことができますか」などと質問するのです。

広島、長崎の原爆被爆者も将来の健康や出産に不安を持っていました。差別やいじめもありました。

原発事故は広島、長崎の被爆者と同じ苦しみをもたらすかもしれません。

もちろん、国はこの苦しみを少なくするため、除染や健康診断等を積極的に行い、偏見等を防ぐ義務があります。

四 原発運転差止訴訟

これまで、東海第二原発を含む全国の

首都 東

原発に対し、運転差し止め等の訴訟が行われてきました。しかし、最終的に勝訴し、差し止め等が認められたことはありませんでした。

もつとも、伊方原発訴訟最高裁判決は「…原子炉施設の安全性が確保されないときは、…その周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんが

み、右災害が万が一にも起こらないようにするため（に原発の設置許可基準がある）」と適切に認定しています。

しかし、すべての判決で右認定を生かした判断をしてきませんでした。裁判所はこれまでの姿勢を反省し、改めて右認定を生かした判断を行うべきです。

五 東海第二原発の危険性

昨年七月三十一日、住民二六六人を原告として東海第二原発の差止等を求める訴訟が提起されました。本年一月一七日に

第一回期日が開かれます。

この訴訟では、次のような危険性を訴えています。

①東海第二原発は、東京から一〇キロしか離れていません。茨城県の県庁所在地である水戸市の中心街からはわずかに一五キロしか離れていません。しかも、東海第二原発の半径三〇キロ圏内の住民は二〇〇万人を超えています。

そもそも福島第一原発事故は最小の事故と考えるべきです。たとえば四号機の使用済み核燃料プールが倒壊していれば、全く事故対応ができない最悪の事故が起きていたかもしれません。東海第二原発においてその最悪の事故が起きたら、東京までの一〇〇キロなど「避難までの猶予」を稼ぐ距離にしかありません。

②東海第二原発の三〇キロ圏内には、JCOを含む一八事業者にのぼる原子力関連施設が密集しています。とりわけ、プルトニウム、高レベル放射性廃棄液を扱う核燃料再処理施設などが東海第二原発に隣接し、その複合災害となった場合には、その被害は計り知れません。

③茨城県沖は、東日本大震災の際にもプレート境界が動かず、地震の空白域が存在します。また、東海第二原発の周辺では、様々な調査から巨大地震を発生させる活断層の存在も指摘されています。そのため、東海第二原発周辺において巨大地震がいつ発生してもおかしくありません。

④東海第二原発は、東日本大震災にお

いて、津波により外部電源が全て停止し、非常用電源や冷却機能の一部も喪失しました。しかも、高さ六二メートルの防波堤に対し津波の高さは五・四メートルでした。一歩間違えれば福島第一原発と同様の重大事故が発生していました。

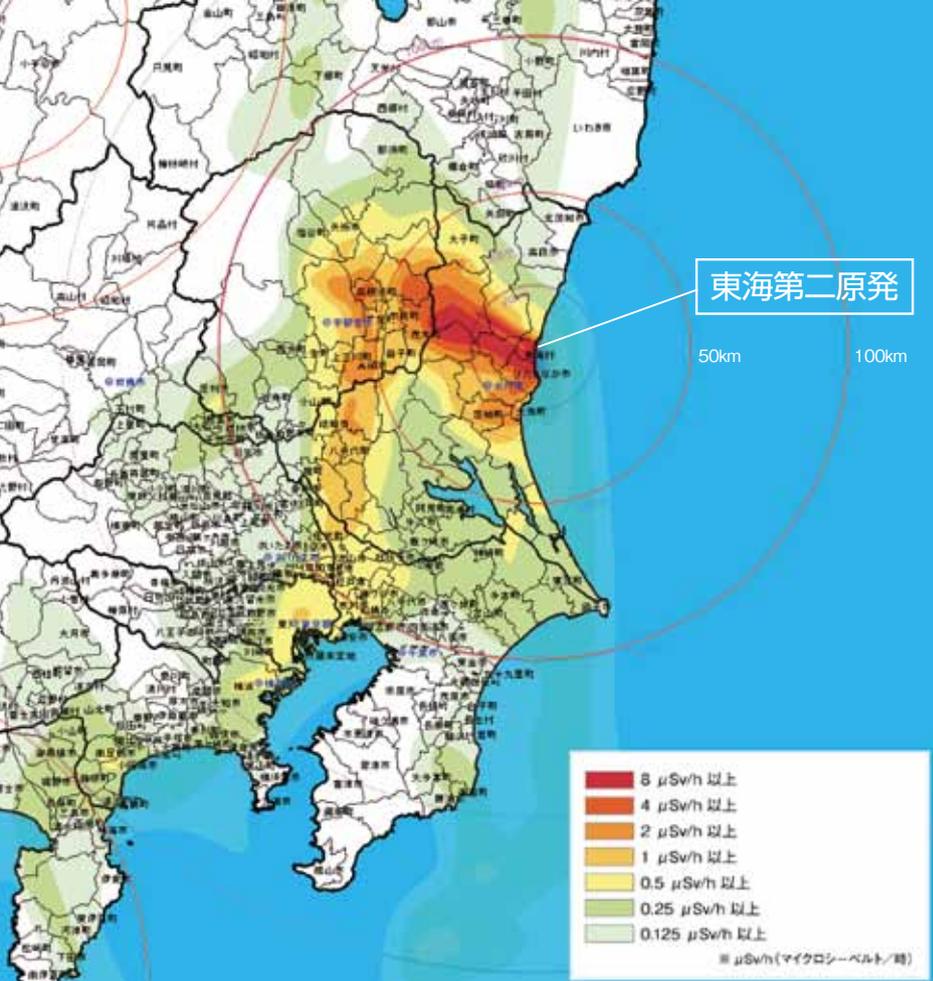
東海第二原発はこの震災により自動停止し、昨年五月以降定期検査に入り現在も停止中です。

⑤東海第二原発は、運転年数が三四年を超える老朽化した施設であり、毎年何回も火災や発煙などの事故を繰り返しています。しかも、圧力容器内で燃料棒や制御棒を支える炉心シユラウドの数力所にもひび割れが発見されていますが、問題ないとして現在もそのままにされています。仮に地震等によりその炉心シユラウドが破断すると、制御棒が機能せず、核暴走事故へと発展するおそれがあります。

六 原発ゼロのために今必要なのは

福島第一原発事故後、福島などで子を持つ多くの親が動き、訴えて、各自治体や国の放射能対策を動かしてきました。児玉龍彦教授はこれを「おかあさん革命」と呼びました。

現在停止中の東海第二原発の再稼働を許さず、廃炉にするためにも、「おかあさん革命」のように一人一人の住民が集まり訴え、訴訟を支援して下さることをお願いします。



福島第一原発事故による放射能の広がりをそのまま東海第二原発に重ねた地図
※地図 (HP「原発隣接地帯から」引用)

あけましておめでとうございます

2013年 元旦



政治家などが「原発推進」と言う。これほど無責任な発言はない。「脱原発・原発ゼロ」を訴える市民のうち、決して少なくない方々が「小さな子供のため、次の世代のため」脱原発・原発ゼロを実現しなければならぬと考えている。今の世代は次の世代に責任を持ち、負の遺産を取り除き、安全・安心な世の中を作らなければならぬはず。今年もよろしくお祈りします。

「脱原発・原発ゼロ」を訴える市民のうち、決して少なくない方々が「小さな子供のため、次の世代のため」脱原発・原発ゼロを実現しなければならぬと考えている。

「原発推進」という無責任な言葉

弁護士 坂田 洋介

お陰で昨年八〇歳になりました。写真は、昨年三・一の「さよなら原発」飛鳥山・北市民集會でのものです。北法律は、今年一月から弁護士をもう一名増員しました。東大法学大学院を卒業した和田卓也君です。活発な気風をもった好青年です。私も同様よろしくお祈りします。



今年もいつそう北法律の強化をめざします

弁護士 鳥生 忠佑



地元の中学校主催の国際交流でニュージーランドの女の子が我が家に滞在にきました。日常生活をとおして素朴な民族性を感じる事ができました。一方国家としてのニュージーランドは、TPPの原協定の提唱国で拡大協定の協議国です。彼女を懐かしく思いつつ、TPP問題については批判的に着目していきたいと思えます。

今年もよろしくお祈りします

弁護士 長谷川 弥生

憲法を変えようとする動きが強まっています。しかし、戦後日本が、一人の戦死者も出さなかったこと、かろうじて平和国家として存続してきたのは、憲法9条によるものではないでしょうか。平和はあたりまえのものではありません。戦後の平和を享受してきた私たちは、憲法9条を守り、子どもや続く世代に日本を平和国家のまま引き継いでいかなければなりません。



9条を次世代に引き継ごう

弁護士 金井 知明



駒ヶ岳を望む実家の前にある休耕地をお借りし、昨年五月から家族でジャガイモやトマト・ナスなど、おおよそ食卓に並ぶ野菜の栽培を始めた。休耕地の再生を通じて、息子と共に自然に触れ合い、命を育む大切さを学んでいる。真の豊かさとは何か。再び生かし、再び生きる社会になるよう一歩ずつ築いていこう。今年もよろしくお祈りします。

再生

事務局 竹澤 美弥子

映画「原発の町を追われて」を観た。縁があり、息子達の合唱「埴生の宿」がBGMで使われている。福島県双葉町を追われ、埼玉県加須市にある廃校となった騎西高校に町役場ごと避難してきた人々の声を集めた映画。故郷を追われ、人とのつながりも生活も奪われた人々の苦しみを忘れてはいけません。今年もよろしくお祈りします。



住民が避難し、誰もいない福島県浪江町の町並み (2012年6月8日撮影)

忘れてはいけない

事務局 岡田 幸代